

## 20901—20950 第6 短時間労働者

### 20901 (1) 概要

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数（30時間。平成22年厚生労働省告示第154号）未満である者をいう（法第6条第1号の2）。

この場合において、「通常の労働者」とは、いわゆる正規型従業員をいうが、終身雇用的な長期勤続を前提として雇用される者が、これに該当する。

## 20951-21100 第7 特例被保険者であることの確認及び事務手続

### 20951-20970 1 特例被保険者であることの確認

#### 20951 (1) 概要

イ 被保険者が**法第38条第1項に掲げる特例被保険者**に該当するかどうかの確認は、厚生労働大臣が行うこととされている（法第38条第2項）。

厚生労働大臣の確認の権限は、安定所長に委任されており、その事務は、当該被保険者を雇用する適用事業の事業所の所在地を管轄する安定所の長が行うこととされている（則第1条第1項、第2項及び第5項）。

ロ 安定所長は、法第38条第1項各号のいずれにも該当しない者について、被保険者資格の取得の確認を行った際に、又は被保険者の申出若しくは職権による調査により被保険者が当該各号に該当することを知った際に、特例被保険者であることの確認を行う（則第66条第1項）。

ハ 特例被保険者であることの確認は、被保険者資格の取得の確認を行った者について行う。

#### 20952 (2) 確認の順序

安定所における特例被保険者であることの確認は、次の順序により行う（なお、21003参照）。

##### イ 季節的に雇用される者

季節的に雇用される者に該当する者については、特例被保険者であることの確認を行い、原則として、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）附則第3条を踏まえた経過措置により特例被保険者となる「短期の雇用に就くことを常態とする者」に該当するかどうかの判断は行わない。

##### ロ 短期の雇用に就くことを常態とする者

季節的に雇用される者に該当しない者についてのみ平成22年雇用保険法改正法附則第3条を踏まえた経過措置により特例被保険者となる「短期の雇用に就くことを常態とする者」に該当するかどうかの判断を行い、短期の雇用に就くことを常態とする者に該当する者については、特例被保険者であることの確認を行う。

## 20971-21000 2 被保険者資格の取得の確認を行った際における確認

#### 20971 (1) 概要

イ 安定所長は、資格取得届の提出若しくは被保険者資格の取得の確認の請求により、又は職権で被保険者資格の取得の確認を行った場合において、当該被保険者が特例被保険者に該当するときは、**被保険者資格の取得の確認を行った際に、特例被保険者であることの確認**を行う。被保険者資格の取得の確認を行った際における特例被保険者であることの確認は、資格取得届の提出により被保険者資格の取得の確認を行った場合は、20971 から 21003 までによって、被保険者資格の取得の確認の請求により、又は職権で被保険者資格の取得の確認を行った場合は20971 から 21003 までに準じて行う。

ロ なお、船員については、漁船に乗り組むために雇用されている船員については、一般に、漁船は年間稼働でないため、原則として適用除外となること、特定漁船（昭和50年政令第25号。20303のへ参照）に乗り組むために雇用されている船員については特定漁船の労働の実態が年間稼働とみなされるため適用されるものであり、また、特定漁船以外の漁船に乗り組むために雇用されている船員については1年を通じて船員として雇用される場合のみ適用されるものであること

とから、それぞれ、漁船に乗り組むために雇用されている船員については、特例被保険者とならない。

- ハ 特例被保険者であることの確認を行った安定所長は、当該特例被保険者及び特例被保険者を雇用する事業主に対してその旨を通知しなければならない（則第 66 条第 2 項により準用された第 9 条第 1 項）。

## 20972 (2) 特例被保険者の確認

### イ 確認要領

資格取得届の内容から、16 欄により 4 か月以内の期間を定めて雇用される者でないこと、15 欄により 1 週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間数（30 時間。平成 22 年労働省告示第 154 号）未満である者でないことを確認した上で、季節的に雇用される者であるかどうか、次のとおり確認を行う。

- (イ) 季節的に雇用される者に該当するかどうかの確認は、次により行う。
- a 原則として資格取得届の記載内容から判断するものとし、資格取得届の各記載欄を次のように利用する。
- (a) 11 欄（雇用形態）は、当該労働者の雇用形態を把握するためのもので、季節的に雇用される者の発見の端緒として利用する。
- (b) 12 欄（職種）は、当該労働者の職種が季節的に雇用されることが多い職種であるかどうかの判断資料として利用する。
- (c) 16 欄（契約期間の定め）は、当該雇用が短期の雇用であるか、雇用期間を定めた理由が季節の影響によるものであるかどうかの判断資料として利用する。
- b 資格取得届の記載のみでは、季節的に雇用される者に該当するか否かが明らかでない者については、必要に応じ、事業所設置届、事業主事業所各種変更届、労働者名簿等を参照し、あるいは雇用契約書、雇入通知書、工事契約書の写しの提出を求める等の方法により判断する。
- c 漁船以外の船舶に乗り組む船員については、労働条件通知書（「雇用期間」欄、「航行航路又は操業海域」欄、船舶の「用途」欄）、船員手帳（第 6 表（「航行区域」欄、「船舶の用途」欄、「雇入期間」欄））等により、特定の時季にしか航行できない海域である、特定の時季にしか操業できない等当該航行に季節性があるかどうかを判断する。但し、予備船員制度がある船舶所有者においては、雇止め（雇入契約の終了）によって直ちに離職することとはならないので、雇入契約自体に季節性があったとしても、季節的に雇用される者とは認められないものであることに留意すること。
- (ロ) 業種自体に季節性のないものについての季節的業務に該当するかどうかの判断に当たっては、地域性（例えば、積雪寒冷地であるかどうか。）又は職種を考慮する。

### ロ 確認に際しての留意事項

季節的に雇用される者に該当するか否かにつき適切な確認を行うため、次の点に留意する必要がある。

- (イ) 平成 14 年 11 月 27 日付け職開発第 1127001 号「出稼労働者対策要綱及び実施要領の改訂について」別添「出稼労働者対策実施要領」（以下「出稼労働者対策実施要領」という。）により求人連絡発公共職業安定所へ送付された「出稼労働者紹介状」に記載された者は、原則として

「季節的に雇用される者」として取り扱う。

- (ロ) **出稼労働者手帳**を所持する者については、当該手帳を季節的に入離職する者であるか否かの判断材料の一とすることは差し支えないが、当該手帳を所持していることのみをもって当該者が季節的に入離職する者であると判断することができるものではない。
- (ハ) 安定所においては、「季節的に雇用される者」を多数雇用する事業（建設等の事業又は当該安定所の管轄区域内において季節・出稼労働者を多数雇用する事業）を行う事業所及びこれらに係る職種を常時把握しておき、これらの事業所から資格取得届が提出された場合には、当該資格取得届の記載からは「季節的に雇用される者」に該当しないと判断されるときであっても、次により事務処理を行うものとする。
  - a 資格取得届 11、12 及び 16 欄の事項について再度事実を聴取するとともに、センターにその者の被保険者歴を照会し、その聴取内容等により必要な場合には記載事項を変更させ、その結果「季節的に雇用される者」に該当すると判断されるときは、特例被保険者であることの確認を行う。
  - b a の事実聴取の結果「季節的に雇用される者」に該当すると判断は行い得ないが、事業所の状況、職種等からその疑いのある被保険者（初めて被保険者となった者を除く。）については、後日調査の結果、被保険者種類が資格取得時にさかのぼって、特例被保険者に変更されることがあることを事業主及び被保険者に伝えた上、一応、一般被保険者として確認通知を行うものとする。

#### ハ 確認後の事務処理

確認後は、当該確認に係る被保険者の資格取得届の 13 欄（取得時被保険者種類）に「3」（季節）と記載した上、センターあて入力し、次により確認の通知を行う（なお、21003 参照）。

- (イ) 被保険者が季節的に雇用される者に該当することを確認した安定所長は、**事業主及び被保険者に対して、特例被保険者である旨を通知する**。この場合、被保険者に対する通知は、事業主を通じて行うことができることとなっている（則第 66 条第 2 項により準用された則第 9 条第 1 項）ので、通常の場合は、すべて事業主を通じて行う（20707 のイ参照）。
- (ロ) (イ)の通知は、事業主に対しては**資格取得等確認通知書**（事業主通知用）により、また、被保険者に対しては**資格取得等確認通知書**（被保険者通知用）により、被保険者証の交付と併せて行う。

### 20973 (3) 短期の雇用に就くことを常態とする者の確認

#### イ 確認基準

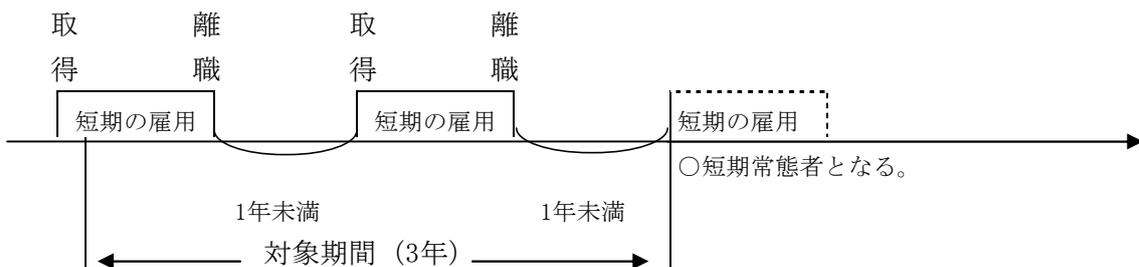
施行日（平成 22 年 4 月 1 日）までに短期の雇用に就くことを常態とする者（以下「短期常態者」という。）として特例被保険者であった者については、離職日が施行日前であって特例一時金の支給を受けていないもの及び施行日以後引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され離職した者であって特例一時金の支給を受けていないものについては、施行日後においても、引き続き、短期常態者として特例被保険者資格を取得することができる（平成 22 年雇用保険法改正法附則第 3 条を踏まえた経過措置）。

このため、次のすべてに該当する者は、施行日後においても、引き続き短期常態者として取り扱う（従来の短期常態者の判断（下記(イ)～(ハ)による判断）に加え、経過措置の対象となる者であるかどうかの判断（下記(ニ)～(ト)による判断）を行う。）。

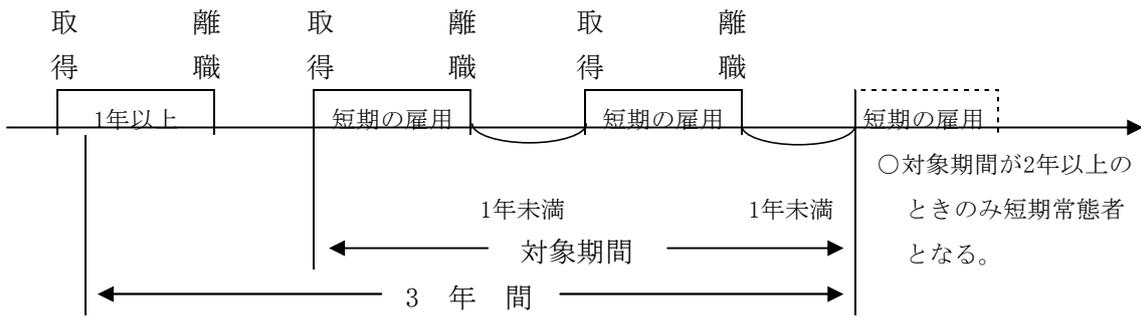
- (イ) 対象期間において2回以上短期の雇用に係る離職をしたこと。ここで、対象期間とは、被保険者となった場合に当該被保険者となった日前3年間（当該期間内に、同一の事業主に引き続いて1年以上被保険者として雇用された後離職したことがある者にあつては、当該雇用に係る被保険者でなくなった日以後最初に被保険者となった日前の期間、また、引き続いて1年以上被保険者でない期間があり、当該期間の後に被保険者となったことがある者にあつては、当該被保険者となった日前の期間を除いた期間）をいう。
- (ロ) 対象期間が2年以上であること。
- (ハ) 新たな雇用の1年以上継続して雇用される見込みのあるものでないこと。なお、新たな雇用がたまたま1年未満の期間とされる場合であっても、当該事業が期間を限って行われるものではなく、かつ、当該地域において同種の業務に従事する労働者が年間を通じて雇用されることが一般的であるときは、当該労働者が1年未満の期間を限って雇用される事情があることは極めて例外的であると考えられるので、原則として、本要件に該当する者として取り扱わないものとする（短期の期間（1年未満の期間。例えば、2か月、3か月等）を定めた雇用であっても、雇用契約においてその更新規定が設けられているなど、ある程度反復継続して雇用される見込みがある場合には、1年以内に離職することが確実である場合を除き、本要件に該当する者として取り扱わない。）。
- (ニ) 新たな雇用が前回被保険者となったときと同一の事業主との間の雇用関係であること。
- (ホ) 新たな雇用が前職の離職日の翌日から起算して6か月を経過する日（特例一時金の支給を受けられることができる期限。55151参照）までに開始されるものであること。
- (ヘ) 新たな雇用までの間に特例一時金の支給を受けていないこと。
- (ト) 施行日後において短期常態者（取得時被保険者種類「2」）以外で資格取得した者でないこと

（短期常態者の判断）

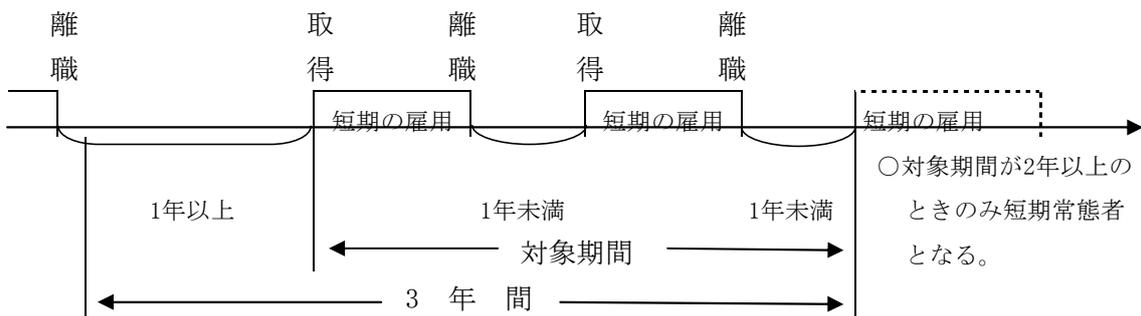
①



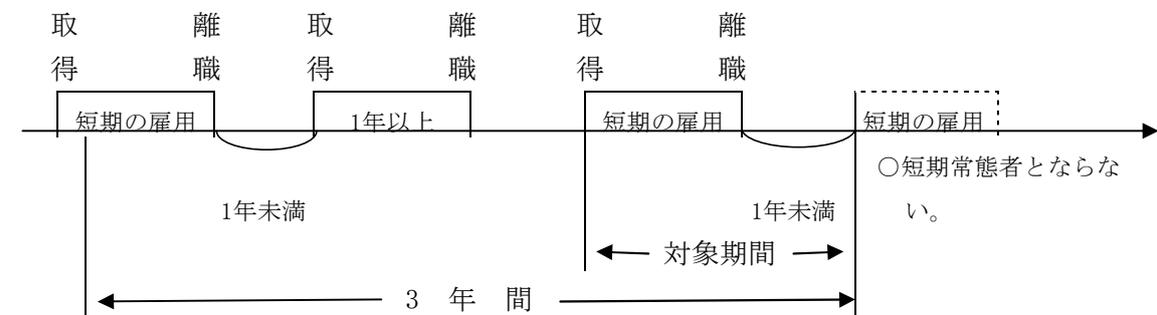
②



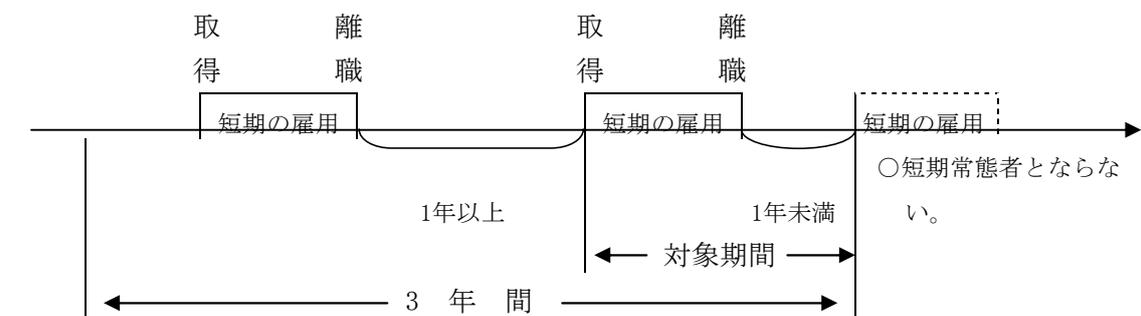
③



④

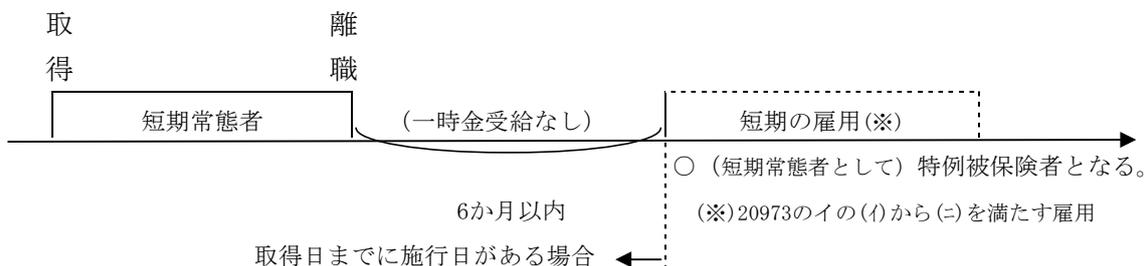


⑤

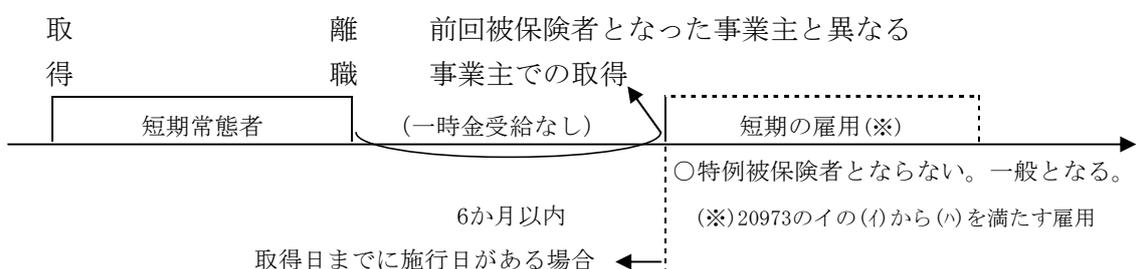


(経過措置の対象となるかどうかの判断)

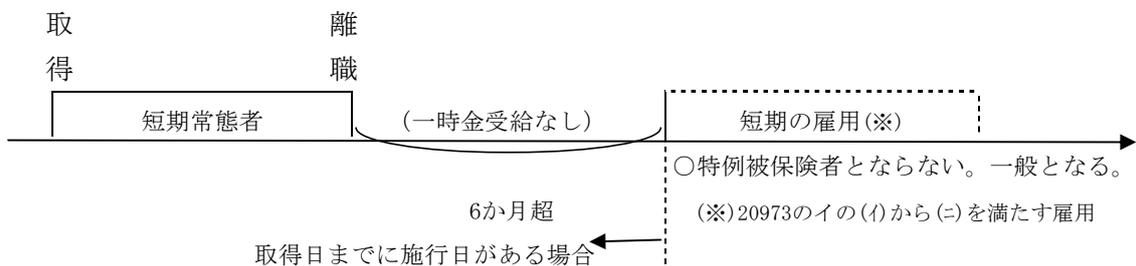
① (20973 のイの(i)から(t)を満たす場合)



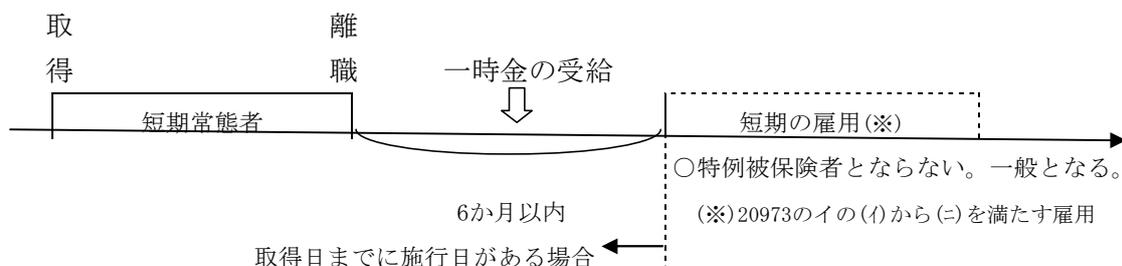
② (20973 のイの(ii)を満たさない場合)



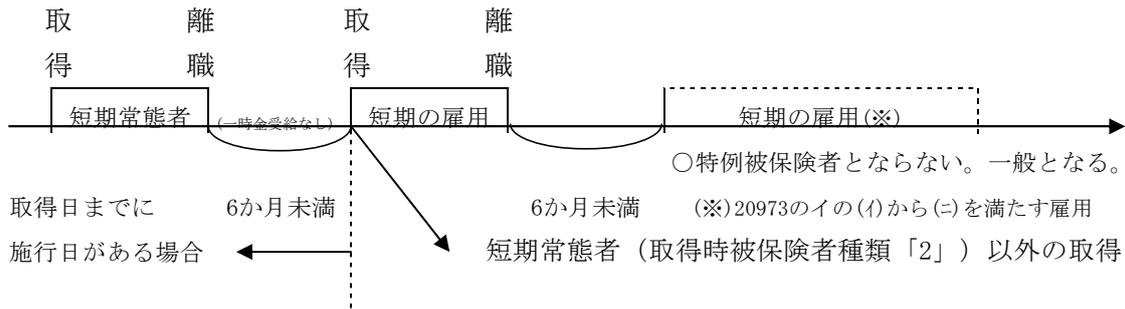
③ (20973 のイの(h)を満たさない場合)



④ (20973 のイの(h)を満たさない場合)



⑤ (20973 のイの(t)を満たさない場合)



ロ 確認要領

- (イ) 安定所は、「季節的に雇用される者」以外の被保険者であって、資格取得届 2 欄 (取得区分) に「2」 (再) と記載され、かつ、イの(ハ)に該当 (11 欄 (雇用形態) が「2」 (派遣労働者)、「3」 (パートタイム) である場合を除く。) するものについては、当該被保険者の被保険者台帳に基づいて、経過措置による「短期常態者である特例被保険者」に該当するかどうかの確認を行う。
- (ロ) 安定所は、(イ)の確認を行う場合、当該被保険者に係る資格取得届 13 欄 (取得時被保険者種類) に「2」 (短期常態) と記載した上、センターあて、入力する。
- (ハ) センターは、(ロ)により入力されたデータに係る被保険者について、イの(イ)、(ロ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ハ)に該当するかどうかを検索し、該当する場合は、資格取得等確認通知書 (事業主通知用) 及び資格取得等確認通知書 (被保険者通知用) の「取得時被保険者種類」欄に、「2」と印字し、該当しない場合は、同欄に「9」 (一般) と印字する (なお、21003 参照)。なお、センターによる(ニ)の確認は、同一事業所であるかどうかの確認に留まり、事業主が同一であっても前回喪失時と異なる事業所における資格取得である場合には、その旨の警告メッセージが表示されるので、その場合には、改めて、当該資格取得届が前回喪失時と同一事業主による資格取得届であるかどうか確認を行うこと。

ハ 確認後の事務処理

- (イ) 資格取得等確認通知書 (事業主通知用) 及び資格取得等確認通知書 (被保険者通知用) の「取得時被保険者種類」欄に「9」と印字された場合は経過措置による「短期常態者である特例被保険者」に該当しないので、安定所は、当該被保険者に係る資格取得届 13 欄の「2」を朱書により「9」と訂正しておく。
- (ロ) 経過措置による「短期常態者である特例被保険者」に該当することを確認した安定所長は、20972 のハと同様に確認の通知を行う。その際、事業主に対して、当該特例被保険者が、その後、イの(ニ)から(ト)に掲げる要件を満たさなくなった場合には、(イ)から(ハ)に掲げる要件を満たす場合であっても、短期常態者である特例被保険者とならないこと (短期常態者は一般被保険者となること) を教示すること。

21001-21020 3 同一事業所において短期の離職期間で入離職を繰り返し、離職の都度特例一時金を受給している者等に係る確認

## 21001 (1) 概要

同一事業所に継続して雇用されることが十分に可能であるにもかかわらず、雇用に区切って入離職を繰り返すような者については、これを特例被保険者とするのは、制度の趣旨からみて適切ではないので、これらの者に係る特例被保険者であることの確認は次により行う。

イ 同一事業所に2回連続して1年未満の雇用期間で雇用され、それぞれの雇用に係る離職の日の翌日から起算して次の雇用に入った日の前日までの期間（以下「離職期間」という。）がいずれも30日未満であり、その都度特例一時金を受給しており、かつ、3回目も同一事業所に1年未満の雇用期間で雇用された者については、当該3回目及びその後の雇用に係る被保険者種類は、原則として、一般被保険者であるものとする。

これに該当する者については、安定所が、被保険者資格の取得の確認の際、資格取得届の13欄（取得時被保険者種類）に「3」（季節）として入力した場合において、センターは、当該安定所に対して、被保険者種類を変更すべき旨を通知する。

この通知を受けた安定所は、原則として、13欄（取得時被保険者種類）を「1」（一般）に変更する。

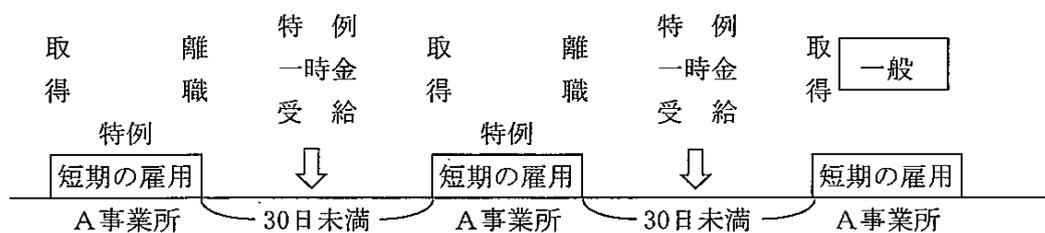
ロ 同一事業所に2回連続して1年未満の雇用期間で雇用され、それぞれの雇用に係る離職期間が合計して59日未満（いずれも30日未満である場合（上記イ）を除く。）であり、その都度特例一時金を受給しており、かつ、3回目も同一事業所に1年未満の雇用期間で雇用された者については、安定所が、当該3回目の雇用に係る被保険者資格の取得の確認の際、資格取得届の13欄（取得時被保険者種類）に「3」（季節）として入力した場合において、センターは、当該安定所に対して、被保険者種類について再確認すべき旨を通知するものとし、この通知を受けた安定所は、取得時被保険者種類について慎重に再確認する。

再確認の結果一般被保険者とされた者については、その後の雇用に係る被保険者種類は、原則として、一般被保険者であるものとする。

## 21002 (2) 確認事項

イ 同一事業所に2回連続して1年未満の雇用期間で雇用され、それぞれの雇用に係る離職期間がいずれも30日未満であり、その都度特例一時金を受給しており、かつ、3回目も同一事業所に1年未満の雇用期間で雇用された者については、同一事業所において特例一時金受給のため雇用に区切って入離職を繰り返しており継続して雇用されることが可能であると認められるものであって、期間を限って雇用される事情が特にあるとは認められないものであるため、当該3回目の雇用においては、「季節的に雇用される者」に該当しないものとする。したがって、当該雇用に係る被保険者種類は、特例被保険者ではなく、一般被保険者である（下図参照）。なお、雇用された日において65歳以上である者は、被保険者とならない。

ただし、農業に従事するため離職したが、天災等により農業を行うことができなくなり早期に再就職したため離職期間が30日未満となった場合等、特段の事情があると認められる者については上記によらない。なお、これ以外に、特段の事情に該当すると思われるものについては、本省に照会する。



ロ イに該当し、一般被保険者とされた者については、以後、雇用された場合において、労働者側には期間を限って雇用される事情が新たに発生するとは通常考えられないため、「季節的に雇用される者」に該当しないものとする。したがって、当該雇用に係る被保険者種類は、特例被保険者ではなく、一般被保険者である。

ただし、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当するような特段の事情があると認められる者については、当該事情を慎重に把握の上、上記によらないことができる。なお、これ以外に、特段の事情に該当すると思われるものについては、本省に照会する。

(イ) 新たに季節的業務に期間を定めて雇用される場合

(ロ) 例えば、ほぼ通年にわたり出稼ぎをしていた者が、新たに農業に従事せざるを得ない事業が生じたため冬期のみ出稼ぎをすることとなった場合等、労働者の生活実態等が変化したことにより、「季節的に入離職する者」に明らかに該当する場合

(なお、21003のロによる再確認の結果一般被保険者とされた者についても同様に判断する。)

### 21003 (3) 確認要領及び確認後の事務処理

20972によるほか、次により行う。

21002に該当する者の検出（一律切替）及び被保険者種類の変更

イ 安定所が、20972により資格取得届の13欄（取得時被保険者種類）に「3」（季節）と記載して入力した場合において、センターは、21002のイ又はロに該当する者については、資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の取得時被保険者種類欄には、「9」（一般）と印字する場合を除き「3」と印字するが、同時に「特段の事情がない限り被保険者種類を変更すべきである」旨を当該安定所に通知する。

ロ 当該通知を受けた安定所は、雇用された日において65歳以上であって被保険者とならない場合を除き、取得時被保険者種類を「1」（一般）に変更し、新たに「1」と印字された資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び資格取得等確認通知書（被保険者通知用）により、事業主及び被保険者に対して、一般被保険者である旨を通知する。（なお、「3」と印字された資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び資格取得等確認通知書（被保険者通知用）は破棄する。）

その後、被保険者又は事業所からの申出等により21002のイのただし書又はロのただし書に該当することが判明した場合には、安定所は、再度、「3」に変更し、改めて特例被保険者であることの確認を行う。

なお、当該通知を受けた時点において、21002のイのただし書又はロのただし書に該当する

ことが明らかである場合には、上記の変更処理等は要しない。

- ハ 当該通知を受けたが、雇用された日において 65 歳以上であって被保険者とならない場合は、被保険者資格の取得の確認を行わず、(イ)において行ったセンターあての入力を取り消す（センター要領参照）。

その後、被保険者又は事業所からの申出等により 21002 のイのただし書又はロのただし書に該当することが判明した場合には、安定所は、改めて事業主に資格取得届を提出させた上で、被保険者資格の取得の確認及び特例被保険者であることの確認を行う。

#### 21021-21040 4 申出による確認

##### 21021 (1) 概要

安定所長は、**被保険者の申出**によって、当該被保険者が特例被保険者に該当することを知ったときは、その者が特例被保険者であることの確認を行う（則第 66 条第 1 項）。

この申出は、事業主が資格取得届の提出を怠っているような場合に、被保険者資格の取得の確認請求と併せて行われるものである。

##### 21022 (2) 申出手続等

申出の手續及び申出の受理等は、被保険者となったことの確認請求の場合に準じて行う（20751-20800 参照）。

したがって、申出は、文書又は口頭のいずれかによって行うことができ、また、その者が雇用されていた事業所の所在地を管轄する安定所の長に対して行う。

なお、この申出の場合には、申出の内容は、例えば「平成 年 月 日に短期雇用特例被保険者となったことを確認されたい。」のごときものとなり、証拠としては、例えば、**雇用契約書**、**辞令等**の資料が考えられる。

##### 21023 (3) 確認要領

イ 確認は、被保険者資格の取得の確認を行った際における特例被保険者の確認の要領に従って行い、確認後は所要のデータをセンターあて入力する。

ロ 申出に基づき特例被保険者であるか否かの確認を行ったときは、当該被保険者に係る資格取得届の裏面に、特例被保険者であることを確認した者については「平成 年 月 日付け申

出により特例確認」と、特例被保険者に該当しない者については「平成 年 月 日付け  
申出により特例被保険者に該当しないことを確認」と記載する。

#### 21024 (4) 確認通知及び請求の却下

- イ 特例被保険者であることを確認したときは、20754 のイに準じて行う。  
ただし、申出は、事業主が資格取得届の提出を怠っている場合に労働者が行う場合が多いものであるから、労働者に対する通知は直接行うよう留意する。
- ロ 確認請求を却下したときは、20754 のロに準じて行う。

### 21041—21060 5 職権調査による確認

#### 21041 (1) 概要

安定所長は、地方雇用保険監察官の連絡等により未確認の被保険者を発見した場合には、事業主、事業所及び被保険者について**職権により調査**を実施し、被保険者が特例被保険者に該当することを  
知ったときは、特例被保険者であることの確認を行う（法第 38 条第 2 項、則第 66 条第 1 項）。

なお、資格取得届の提出又は労働者から申出があったときでも、届書又は申出書の記載が著しく  
事実と相違する場合で事業主又は申出に係る者が訂正に応じないときは、職権による確認を行う。

#### 21042 (2) 調査方法

季節的に雇用される者に該当する者が確認漏れとなっていないかどうかを発見するには、センタ  
ーに保管してある事業所別被保険者台帳と次のものとの照合、被保険者台帳内容の照会等の方法が  
ある。

- イ 出稼労働者に係る紹介状
- ロ 出稼労働者対策実施要領により作成した出稼労働者関係事業所台帳裏面の雇用数

#### 21043 (3) 事務処理

- イ 職権調査による確認は、被保険者資格の取得の確認を行った際における特例被保険者の確認の  
要領に従って行い、確認後は所要のデータをセンターあて入力する。
- ロ イにより特例被保険者であることの確認を行ったときは、20707 の資格取得届の提出により確認  
した場合に準じ、事業主及び労働者に対して通知する。この場合、資格取得等確認通知書（事業  
主通知用）及び資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の通知文中、「雇用保険被保険者資格  
取得（転勤・氏名変更）届に基づき、」を「職権により、」に改める。
- ハ 職権調査により特例被保険者であるか否かの確認を行ったときは、当該被保険者に係る資格取  
得届の裏面に、特例被保険者であることを確認した者については「平成 年 月 日職権  
により特例確認」と、特例被保険者に該当しないことを確認した者については「平成 年  
月 日職権により特例被保険者に該当しないことを確認」と記載する。

### 21061—21080 6 資格喪失届提出時又は受給資格決定時に特例被保険者であること又は一般被保険者で

## あることを発見した場合の取扱い

### 21061 (1) 資格喪失届提出時に特例被保険者であることを発見した場合の取扱い

#### イ 概要

一般被保険者とされた者が1年未満で離職し、資格喪失届が提出された場合に、その者は実は季節雇用に係る労働者であって、本来特例被保険者であったことを発見したときは、改めて特例被保険者であることの確認を行う。

なお、確認に当たっては、21001により被保険者種類が一般被保険者とされた者でないかどうか特に留意すること。

#### ロ 事務処理等

(イ) 改めて特例被保険者であることの確認を行った場合は、その者は被保険者となった日から特例被保険者であったものとして取り扱い、被保険者となった日以後に特例被保険者に切り替わったものとするような取扱いは行わない。

(ロ) (イ)の処理については、改めて当該被保険者に係る資格取得届を提出させる必要はないが、センターあて被保険者種類の変更に係る所要のデータを入力することにより行う。

(ハ) 安定所は、データ入力後直ちにセンターから出力される当該被保険者に係る資格取得等確認通知書（事業主通知用）及び資格取得等確認通知書（被保険者通知用）の「取得時被保険者種類」欄を使用して事業主及び労働者に通知する（20972のハの(イ)参照）。

なお、同時に出力される資格喪失届・氏名変更届は、一般被保険者に係るものとして提出された資格喪失届及び離職証明書とともに事業主に渡し、改めて特例被保険者に係る資格喪失届及び離職証明書を提出させる。

(ニ) (ハ)により新しく出力された資格喪失届・氏名変更届の用紙を事業主に交付する際には、裏面余白に「平成 年 月 日特例確認」と記載する。

### 21062 (2) 受給資格決定時に特例被保険者であることを発見した場合等の取扱い

#### イ 概要

一般被保険者として離職した者が求職申込みをした場合において、その者が特例被保険者として離職したものではないかとの疑義が生じた場合は、その者が雇用されていた事業所の所在地を管轄する安定所に対して照会し、照会を受けた安定所は、離職票の補正等必要な処理を行う。

この場合、21001により被保険者種類が一般被保険者とされた者でないかどうか特に留意すること。

なお、特例被保険者であることの確認は、あくまでも事業所の所在地を管轄する安定所において資格取得届の提出の際に行われることが原則であるので、事業所の所在地を管轄する安定所においては、上記取扱いができるだけ生ずることのないよう、資格取得届が提出されたときの特例被保険者であることの確認に当たっては、特に配慮しなければならない。

#### ロ 求職申込みを受けた安定所の取扱い

(イ) 安定所は、その者から事情を聴取する等の方法により実態を把握し、特例被保険者に該当すると認められた場合は、その者が雇用されていた事業所の所在地を管轄する安定所に対して、次頁のような様式の短期雇用特例被保険者照会（回答）書（3枚複写とし、うち2枚を送付する。）により照会する。この場合、その者が提出した離職票及び特例被保険者であることを証

明する資料があればその資料を添える。

- (ロ) その照会は、例えば、その者が出稼労働者であったことを安定所が発見した場合等に行うことが多いと考えられるが、求職申込みをした者から特例被保険者である旨の申出があった場合も同様の手続により照会するものとする。この場合は、照会書の⑧欄にその旨を記載するものとする。
- (ハ) 求職申込みを受けた安定所は、事業所の所在地を管轄する安定所から特例被保険者に該当することの確認を行った旨の回答を得たときは、同時に送付された離職票を提示することにより、当該労働者に対して確認の通知を行う（ハの(ハ)参照）。

短期雇用特例被保険者照会（回答）書

①被保険者番号	.....	フリガナ	.....
②氏名	.....		
③事業所番号	.....	④事業所の名称	.....
⑤被保険者となつた年月日	年 月 日 .....		.....
⑥離職年月日	年 月 日 .....		.....
⑦短期雇用特例被保険者と認められる理由	.....		
⑧その他短期雇用特例被保険者であることの確認の参考となる事項	.....		
⑨添付書類	.....		

上記の者は短期雇用特例被保険者ではないかと疑義が生じたので照会する。

平成 年 月 日

公共職業安定所長 印

公共職業安定所長 殿

上記の者は短期雇用特例被保険者で〔ある〕ことを確認した。  
〔ない〕

平成 年 月 日

公共職業安定所長 印

公共職業安定所長 殿

(短期雇用特例被保険者でないことを確認したときは、その理由を記載すること)

## ハ 照会を受けた安定所の取扱い

(イ) ロの(イ)による照会を受けた安定所は、必要のあるときは、改めて特例被保険者であることの確認を行う。この場合には、事業主に離職証明書を訂正させた上、再提出させる。

安定所は、上記の確認に当たっては、事業主から事情を聴取する等の方法により実態を把握することに努める。

なお、照会に係る被保険者が、例えば、出稼労働者であったような場合であって、照会を受けた安定所として照会書の内容に疑義がなく、また、事業主からも特段の異義がないときは、照会書に記載された求職申込みを受けた安定所の判断どおり確認することとなる。

(ロ) 安定所は、再提出された離職証明書を受理した場合は、求職申込みを受けた安定所から送付された離職票に所要の訂正をするとともに、センターあて被保険者種類の変更に係る所要のデータを入力するとともに、離職票-1を再作成する。

また、この場合、離職証明書の適当な場所に「平成 年 月 日〇〇安定所からの照会により特例確認」と記載しておく。

(ハ) 安定所は、データ入力後直ちにセンターから出力される当該被保険者に係る資格喪失確認通知書（事業主通知用）の被保険者種類欄を使用して事業主に通知する。

なお、労働者に対する通知は、求職申込みの安定所において行い、照会を受けた安定所において行うことを要しない（ロの(ハ)参照）。

特例被保険者に該当しない場合は、事業主及び労働者への通知は要しない。

(ニ) (イ)から(ハ)までの処理をしたときは、送付された照会書に必要事項を記載した上、1枚を回答書として、訂正済みの離職票とともに、求職申込みを受けた安定所へ送付する。

### 21063 (3) 資格喪失届提出時に一般被保険者であることを発見した場合の取扱い

#### イ 概要

特例被保険者とされた者が1年未満で離職し、資格喪失届が提出された場合において、その者は本来一般被保険者であったことを発見したときには、改めて一般被保険者であることの確認を行う（21081及び21082参照）。

#### ロ 事務処理等

資格喪失届提出時に一般被保険者であることを発見した場合の事務処理等は、21061のロに準じて行う。

### 21064 (4) 受給資格決定時に一般被保険者であることを発見した場合の取扱い

#### イ 概要

特例被保険者として離職した者が求職申込みをした場合において、その者が一般被保険者ではないかとの疑義が生じた場合は、その者が雇用されていた事業所の所在地を管轄する安定所に対して照会し、照会を受けた安定所は、離職票の補正等必要な処理を行う。

#### ロ 事務処理等

受給資格決定時に一般被保険者であることを発見した場合の事務処理等は、21062のロ及びハに準じて行う。

## 21081-21100 7 一般被保険者への切替え等

### 21081 (1) 概要

特例被保険者は、同一の事業主に引き続いて雇用された期間（「季節的に雇用される者」については受給要件の緩和が認められる期間を除く。21082 及び 21083 において同じ。）が 1 年以上となるに至ったことにより一般被保険者又は高年齢継続被保険者に切り替わる場合（20451 のロ参照）のほかは、被保険者である期間の途中で一般被保険者又は高年齢継続被保険者に切り替わることはない。

### 21082 (2) 一般被保険者への切替えについての留意事項

- イ 21081 による一般被保険者への切替えは、同一の事業主に引き続いて雇用された期間が 1 年以上となることにより当然に行われるものであり、安定所においては何ら特別の事務処理を要しない（21206 の二参照）。
- ロ 同一の事業主に引き続いて「1 年以上雇用される」とは、被保険者資格の取得の日から起算して 1 年以上雇用されることをいい、翌年における取得日に対応する日の前日まで雇用されている場合はこれに該当する。例えば、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日（当日離職した場合を含む。）まで雇用される場合は「1 年以上雇用される」に該当する。

### 21083 (3) 65 歳以降に同一の事業主に引き続いて 1 年以上雇用されるに至った場合の取扱い

#### イ 被保険者資格の有無及び被保険者の種類

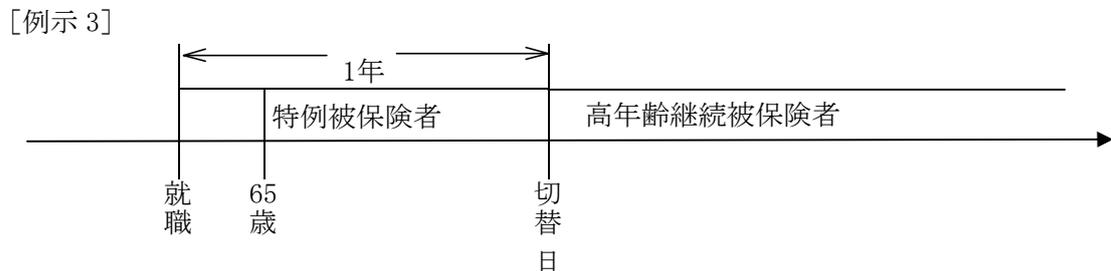
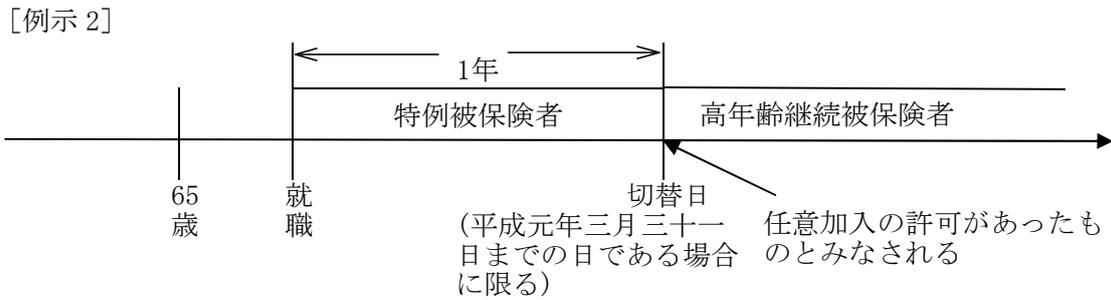
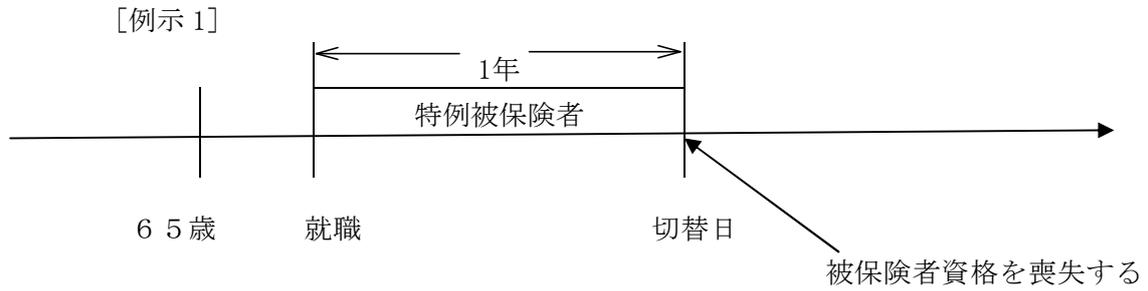
特例被保険者として雇用された者が 65 歳に達した日以後に、同一の事業主に引き続いて雇用された期間が 1 年以上となるに至った場合、当該 1 年以上となるに至った日（以下「切替日」という。）以後のその者の被保険者資格の有無及び被保険者の種類は次のとおりとなる。

なお、船員の適用上限年齢に係る経過措置（20401 のイのなお書きによる「65 歳」の読み替え、20401 のロの(ロ)）に留意。

- (イ) その者が 65 歳に達した日以後に新たに特例被保険者として雇用された者であるときは、切替日において、被保険者資格を喪失する（喪失原因は「1」（離職以外の理由）。20303 のイ及び 21201 のロの(ハ)参照）（例示 1）。

ただし、その者について 65 歳以上の高年齢者の任意加入の認可があったものとみなされたときは、切替日から高年齢継続被保険者となる（切替日が平成元年 3 月 31 日までの日である場合に限る。）（ハ参照）（例示 2）。

- (ロ) その者が 65 歳に達した日前から引き続いて特例被保険者として雇用されている者であるときは、切替日から高年齢継続被保険者となる（例示 3）。



ロ 被保険者資格の喪失等の確認

- (イ) イの(イ)に該当する者のうち、被保険者資格を喪失する者についての確認は、原則として、その者を雇用する事業主が提出する資格喪失届により行う。

したがって、所定期限内に資格喪失届の提出を行うよう事業主指導等に努める。

所定期限内に資格喪失届が提出されないまま、雇用関係が終了したときに誤って離職を理由に資格喪失届が提出されたときは、届出に係る者が既に同一の事業主に引き続いて1年以上雇用されているため被保険者でなくなっている旨説明し、事業主に必要な補正を行わせて上、再提出させる。

- (ロ) (イ)以外の者については、原則としてその者が離職し、資格喪失届が提出されたときに、その者が切替日において高年齢継続被保険者となったことを把握する。特例被保険者から高年齢継続被保険者へ切り替わった際には、事業主及び安定所とも特に事務処理を要しない。
- (ハ) 特例被保険者として雇用された者について資格喪失届の提出があったときは、必ずその者が雇用された時の年齢、同一の事業主に引き続いて雇用された期間及び経過措置の適用等について確認する。

この場合、年齢の確認については、20401 のハに準ずる。また、(イ)の場合に、資格喪失届の提出に係る者で季節的に雇用されるものについて受給要件の緩和が認められる期間があるかどうかを判断するに当たっては、その者が被保険者資格を喪失した原因が離職ではないため離職証明書が提出されないので、必要に応じて離職証明書の用紙を用いて離職証明書に準じた証明書を事業主に作成させ提出させる（21651 参照）。

- (ニ) 資格喪失届を受領し内容を確認したときは所要のデータをセンターあて入力するが、(イ)の場合は切替日の前日を「離職等年月日」とし、「喪失原因」は「1」（離職以外の理由）とする。
- ハ 特例被保険者であった者について任意加入の認可があったものとみなされる場合の取扱い
- (イ) 65 歳に達した日以後に特例被保険者として雇用された者については、その者が同一の事業主に引き続いて雇用された期間（季節的に雇用される者については受給要件の緩和が認められる期間を除く。）が1年以上となるに至った場合であって、切替日が平成元年3月31日以前の日であるときは、切替日にその者につき任意加入の認可があったものとみなされ、その日以後高年齢継続被保険者となる。ただし、既に任意加入に基づき高年齢求職者給付金の支給を受けたことのある者については、この限りでない。
  - (ロ) 任意加入の認可があったものとみなされる時点では、安定所において認可の手続等特別の事務処理は必要ない（則附則第23条参照）。認可があったものとみなされる者であるかどうかは、その者が離職して資格喪失届等が提出されたとき又は脱退の届出（20403 のロ参照）が提出されたときなどに把握する。

したがって、特例被保険者として被保険者資格を取得した者について資格喪失届及び離職証明書の提出があった場合には、以下の点に留意し、それぞれの点を確認したときは、その離職者を任意加入の認可があったものとみなされた者（すなわち、任意加入に係る高年齢継続被保険者であった者）として離職後の事務処理を行う。

- a その者が65歳に達した日以後に新たに特例被保険者として雇用された者であること。年齢の確認については、20401 のハを準用する。
- b 資格喪失届に係る事業主に引き続いて雇用された期間（季節的に雇用される者については受給要件の緩和が認められる期間を除く。）が1年以上であること。

これについては、当該事業主の提出する離職証明書により確認する。
- c 既に任意加入に基づき高年齢求職者給付金の支給を受けたことのないこと。

これについては、被保険者台帳により確認を行う。

- d 経過措置の適用を受けて高年齢継続被保険者となった者（20401 参照）でないこと。
- e 切替日が平成元年 3 月 31 日以前であること。

21101-21200 第8 被保険者区分の変更が生じたときの事務手続 削除

## 21201-21400 第9 被保険者資格を喪失したときの事務手続

### 21201-21250 1 資格喪失届の提出による確認

#### 21201 (1) 概要

- イ 適用事業の事業主は、その雇用する労働者の被保険者資格の喪失について、被保険者資格の喪失の事実があった日の翌日から起算して10日以内に、**資格喪失届**をその事業所の所在地を管轄する安定所の長に提出しなければならない（法第7条、則第7条第1項前段）。
- ロ 被保険者は、離職し、又は死亡した場合のほか、次の各号に該当するに至った場合には、被保険者資格を喪失する。
- (イ) 法第6条第7号の規定に該当することとなった場合（20604参照）
  - (ロ) 適用事業に雇用されていた被保険者が、同一の事業主の適用事業以外の事業を行う事業所に転勤した場合（20301参照）
  - (ハ) 船員について、同一の事業主の下で、船員と陸上勤務を本務とする労働者（船員でない労働者）との間に異動があった場合（20603、20701、21752参照）
  - (ニ) 適用事業に雇用されていた被保険者が在籍出向（21203イ(ロ) fの移籍出向以外の出向）した場合であって、出向先で新たに被保険者資格を取得することとなったとき（在籍専従の場合も同様。）20352のイ参照）
  - (ホ) 適用事業に雇用されていた被保険者が、在籍出向し、出向先で新たに被保険者資格を取得していた場合であって、出向元に復帰し、出向元で再度被保険者資格を取得することとなったとき（在籍専従の場合も同様。20352のイ参照）
  - (ヘ) 65歳に達した日以後に新たに特例被保険者として雇用された者が同一の事業主に引き続いて1年以上雇用されるに至ったとき。ただし、平成元年3月31日までにその者について高年齢者の任意加入の認可があったものとみなされた場合を除く（21083のイの(イ)参照）。
  - (ト) 任意加入により高年齢継続被保険者となった者が脱退の届出をしたとき（20403のロ参照）
  - (フ) 任意加入の許可を受けた任意適用事業に雇用されていた被保険者について、当該事業が任意加入の認可の撤回又は保険関係の消滅の認可を受けた場合（20156及び20158参照）
- ハ 資格喪失届を受理した安定所長は、資格取得届を受理した場合に準じて通知その他の事務処理を行うほか、則第17条第1項各号に掲げる場合には離職票の交付（21401-21700参照）を行わなければならない。

#### 21202 (2) 資格喪失届用紙の配付

資格喪失届の用紙は、資格取得の確認を行った際に、当該被保険者に係る事項が印字されたものがセンターから出力されるので、これをあらかじめ事業主に交付する。この場合、**短時間労働者**については、資格喪失届の13欄に、当該者に係る資格取得届の16欄に記載された1週間の所定労働時間を転記しておく。なお、雇用保険料の天引きがあったことの確認を行うことにより被保険者であった期間の確認を行った者については、資格取得届を提出すべき者であったかどうか（当時の適用基準を満たしていたか否か）まで確認する必要はないため、16欄は空欄のままでも差し支えないこととしている（23512のイの(ハ)）ため、資格喪失届の13欄への転記も要しない。

事業主は、当該被保険者が被保険者資格を喪失するときには、この用紙を用いて届け出ることとなるので、汚損等を防ぐため、大封筒に入れる等の方法により大切に保管するよう指導する。

### 21203 (3) 資格喪失届記載要領及びその指導

資格喪失届の記載に当たっては、資格取得届の記載の場合に準ずるが、用紙の裏面に記載されている注意事項のほか、次の要領により正確に記載するよう事業主を指導する。

イ 5 欄（喪失原因）は、統計等のため使用されるものであるため、次により、正確に記載する。

「1」 ……離職以外の理由（(イ)参照）

「2」 ……3 以外の離職（(ロ)参照）

「3」 ……事業主の都合による離職（(ハ)参照）

なお、5 欄の記載については、11 欄（被保険者でなくなったことの原因）の内容と照合し、その記載が正確であるか否かの把握に努め、離職理由が不明確であるときは、関係者から事情を聴取して離職理由を把握するとともに、その記載が誤りであることを知ったときは、事業主に訂正させた上、再提出させる。

(イ) 「1」に該当するもの

死亡、21201 のロの(イ)から(ハ)までの理由等離職以外の理由による被保険者資格の喪失の場合が「1」に該当する。

(ロ) 「2」に該当するもの

離職による被保険者資格の喪失のうち、次のものが「2」に該当する。

a 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

天災その他やむを得ない理由とは、天災又は天災に準ずる程度の不可抗力に基づき、かつ、突発的な理由であって、事業主が社会通念上とるべき必要な措置をもってしても事業を継続することが不可能であるようなものをいう。

したがって、例えば、事業所が焼失した場合（事業主の故意、重過失による場合を除く。）は、これに含まれるが、積雪寒冷地の事業所が積雪等のため事業所を廃止する場合は、従来通年事業を行っていたか、あるいは通年事業の開始に踏み切ったにもかかわらず、通常予想されない積雪のためやむを得ず事業を廃止するに至ったときを除き、これに含まれず、また、経営不振のため事業を廃止する場合も当然含まれない。

また、事業の継続が不可能になったとは、事業の全部又は大部分の継続が不可能になった場合をいうものであるが、この場合においても、事業の現況、資材、資金等の見通しから全労働者を解雇する必要に迫られないのに余分に解雇された者は、この理由によって解雇されたものには該当しない。

b 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

52202 のイからトまでの場合である。

c 契約期間の満了

契約期間の満了とは、例えば次のような場合である。

(a) 3年以内の確定期限のある労働契約が期間満了によって終了した場合（例えば、2 か月契約の臨時工等）

労働契約が反復更新することを常態としているものとは解されない場合においては、当該契約期間の満了に伴い離職する場合は、期間満了として扱うこととなる。

一方、契約を反復更新することを常態として雇用されている場合（契約期間の定めのある労働契約が1回以上反復更新され、雇用された時点から継続して3年以上雇用された場合をいう。）における当該契約期間満了に伴い離職する場合には、その契約の更新

を打ち切る時期があらかじめ明らかにされている場合（契約更新時に当該契約が最後の契約更新であることを明らかにされている場合をいう。）には、契約期間の満了によるものとして取り扱うが、これ以外の場合、契約期間の満了以外のものとして取り扱い、離職時の事情に応じて、事業主の都合により契約が更新されない場合は事業主都合による解雇、離職者の都合により更新されない場合は任意退職に分類する。

なお、契約期間の途中における離職については、具体的事情に応じて、事業主都合による解雇、任意退職等に分類する。

また、定年到達後1年更新等の期間の定めのある労働契約の更新により雇用されている者の場合は次の点に留意する。

定年到達後1年更新等期間の定めのある労働契約の更新により再雇用されている者が更新契約時期に離職する場合であって、労働協約、就業規則、雇用慣行等により当該離職に係る事業所における定年到達後の再雇用期間について明示的な定め又は慣行がある場合は、当該離職の時期がその定められた再雇用期間の終期であるときは定年退職として取り扱い、当該離職時期がその定められた再雇用期間満了前であるときは、離職時の事情に応じて、事業主の都合による解雇、任意退職等に分類する。

定年到達後1年更新等一定期間の定めのある労働契約の更新により再雇用されている者が更新時期に離職する場合であっても、定年到達後の再雇用期間について明示的な定めも慣行もないときには、原則として契約期間の満了による退職として取り扱うが、契約を反復更新することを常態としている場合（契約期間の定めのある労働契約が1回以上反復更新され、再雇用された時点から継続して3年以上雇用された場合をいう。）には、離職時の事情に応じて、事業主の都合による解雇、任意退職等として取り扱われることもあるので留意する。

また、定年到達後、残務整理等のため再雇用され被保険者資格が継続された場合において、残務整理等の終了に伴い離職した場合、労働契約期間（不確定期限）の満了とみるべき場合がある。

(b) 3年を超える確定期限のある労働契約が期間満了により終了した場合

60歳以上の者等（労働基準法第14条第1項各号に該当する労働契約を締結している労働者をいう。）について契約が更新される場合には、上記(a)と同様に取り扱う。

(c) 「工事終了まで」というような不確定期限のある労働契約が工事終了によって終了した場合

(d) 条件付契約が条件の成就によって終了した場合

d 任意退職

定年退職に準ずるものとされる場合も、これに含まれる。

ただし、事業主の勧奨等によるもの（(h)のb参照）を除く。

e a から d まで以外の事業主の都合によらない離職

例えば、次のような場合は、事業主の都合によらない離職として取り扱われる。

(a) 定年による離職の場合

定年による離職は、その形式が解雇であろうと、依願退職によるものでであろうと、すべてこれに該当する（なお、上記d参照）。

ただし、社会通念上からみて著しく妥当性を欠く定年制等である場合には、(h)のcに該

当する。

- (b) bの理由があるにもかかわらず、解雇の形式をとらず、事業主の勧告等により依願退職の形式をとった場合
- (c) 労働協約、就業規則等に社会通念上妥当性のある理由（定年を除く。）をもって解雇とし、又は当然に退職する旨の規定があり、これに基づいて解雇され、又は退職した場合
- (d) 被保険者として取り扱われない取締役、役員等(20351のイ参照)になったことにより被保険者資格を喪失した場合
- (e) 1週間の所定労働時間が20時間未満となったことにより被保険者資格を喪失した場合(20605参照)

f 移籍出向

出向のうち適用事業に雇用される労働者が当該適用事業の事業主における雇用関係を終了する場合であって、退職金又はこれに準じた一時金の支給が行われたもの。

この場合、退職金又はこれに準じた一時金が支給されたか否かの確認は、賃金台帳等の支払実績が確認できるものにより行う。

g 派遣労働者

一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者が、派遣就業に係る雇用契約期間の終了に伴い離職する場合は、喪失原因はすべて「2」である（離職理由については21503のj参照）。その他派遣労働者に係る取扱いについては、派遣労働者以外の労働者と同様とする。

(ハ) 「3」に該当するもの

離職による被保険者資格の喪失のうち、次のような場合が「3」に該当する。例えば、次のような場合である。

a 事業主の都合による解雇

人員整理、事業の休廃止等による解雇、その他(ロ)のa、b並びにeの(a)及び(c)に例示されている解雇以外の解雇等がこれに該当する。

b 事業主の勧奨等による任意退職

任意退職のうち、実質的には事業主の都合による解雇とみて差し支えないもの等次のようなものが、これに該当する（(ロ)のd参照）。

(a) 企業整備による人員整理等のため、事業主が希望退職者を募り、被保険者がこれに応じた場合（希望退職制度の導入時期が離職1年以内であり、かつ、当該希望退職の募集期間が3か月以内のものに限る）

(b) 事業主の退職の勧奨に応じて退職した場合（実質的には被保険者の都合による任意退職であるのに退職金等の関係から勧奨退職の形式をとった場合を除く。）

(c) 事業主のいやがらせその他の強制によって退職した場合

c 社会通念上著しく妥当性を欠く定年制等により離職した場合

例えば、60歳未満の定年制（52203のヌに該当する場合を除く。）や高齢者雇用確保措置が実施されなかった場合に、離職者の雇用継続の希望の有無にかかわらず、従来の定年制により離職した場合はこれに該当する。

なお、船員については、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）が適用されないことから、定年制による離職に当たり、この場合に該当することはな

い。

d 就業規則等に社会通念上著しく妥当性を欠く理由をもって解雇とし、又は当然に退職とする旨の規定があり、これに基づいて解雇され、又は退職した場合

ロ 6 欄（離職票交付希望）は、被保険者の希望に従い記載する。なお、過去に船員として高年齢求職者給付金を受給した者が 65 歳以降に資格喪失する場合には、高年齢求職者給付金の支給対象とはならない（平成 19 年雇用保険法改正法附則第 44 条）ため、「2」を記載する。

ハ 9 欄（補充採用予定の有無）は、事業主において、当該届書に記載される者の離職等に伴い、安定所紹介その他により補充のため採用を予定している場合は「1」を、また、採用を予定していない場合は「2」を記載する。

ニ 10 欄（被保険者の住所又は居所）は、被保険者の住所又は居所を何丁目何番地何号何某方と詳細に記載する。

ホ 11 欄（被保険者でなくなったことの原因）の記載に当たっては、被保険者の都合によるものか否かを確認できるよう、特に雇用契約の際の契約期間を定めた事情に変更があった場合は、そのいきさつ等を含めて、できるだけ具体的に記載する。

ヘ 12 欄（1 週間の所定労働時間）には、届出に係る者の 4 欄（離職年月日）に記載した年月日現在の 1 週間の所定労働時間を記載する。

平成元年 10 月 1 日前に資格取得の確認を行った者に係る資格喪失届が提出された場合、通常、12 欄が設けられていない様式であるので、備考欄に離職等年月日現在の 1 週間の所定労働時間を記載する。

#### 21204 (4) 資格喪失届の提出

イ 事業主は、資格取得届を提出する場合に準じ、被保険者資格の喪失の事実があった日の翌日から起算して 10 日以内に、資格喪失届に次のロに掲げる書類を添付して提出しなければならない（則第 7 条第 1 項）。

ロ 添付書類については、次による。なお、被保険者資格の確認を行う日の 2 年前の日よりも前の日を取得日とする資格取得届とあわせて被保険者資格の確認を行う日の 2 年前の日よりも前の日を離職日とする資格喪失届を行う場合の添付書類については、23511-23520 による。

(イ) 被保険者資格の喪失が離職によるものであるときは、離職証明書（離職証明書の記載内容の確認に係る添付書類等は 21452(2)参照）

(ロ) 雇用契約書、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）、他の社会保険の被保険者資格喪失関係書類（被保険者資格の喪失が離職以外の場合を含む。）（その他、資格喪失届に係る者が船員である場合には、労働条件通知書、船員手帳（複写で差し支えない。））

このうちから被保険者でなくなったことの実事及びその年月日の確認に必要な書類を提示させるものとする。

(ハ) 資格喪失届に係る者が一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者である場合には、派遣元管理台帳

(ニ) その他被保険者資格喪失の理由が、次に掲げる場合には、必要に応じ、それぞれに掲げる書類

a 死亡により被保険者資格を喪失する場合

死亡診断書、死体検案書又は検死調書の写し、住民票謄本等官公署又は医師の証明書

b 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇によって被保険者資格を喪失する場合

解雇予告手当除外申請書、解雇予告除外事由に当たることについて労働基準監督署長の認定を受けたことを証明することができる書面

- c 被保険者として取り扱われない取締役、役員等（20351 のイ参照）となったことにより被保険者資格を喪失する場合

登記事項証明書、役員会の議事録等

- d 在籍出向する 65 歳以上（船員の適用上限年齢に係る経過措置に留意。20303 のイのなお書き参照）の船員

船員手帳（複写で差し支えない。）等官公署が発行した年齢が確認できる書類、当該船員に係る出向契約書

- ハ 離職者が当該離職の際に離職票の交付を希望していない場合、すなわち、事業主から 6 欄（離職票交付希望）に「2」（無）と記載した資格喪失届の提出があったときは、離職証明書の添付を要しない。

ただし、離職の日において 59 歳以上（船員については、昭和 34 年 4 月 1 日までに生まれた者については 54 歳以上とする。）である被保険者については、この限りではない（則第 7 条第 2 項、21452 参照）。

#### 21205 (5) 資格喪失届の受理

- イ 安定所は、資格喪失届が提出された場合は、離職証明書が添付されているか否か、添付されていないときは添付することを要しない場合に該当するか否かを確認した上、資格喪失届を受理するものである。

事業主から資格喪失届の提出があり、これを受理する場合は、必ず次のいずれかに該当するものであることを要する。

(イ) 離職証明書が添付されていること。

(ロ) 資格喪失届 6 欄（離職票交付希望）に「2」（無）と記載されていること。

- ロ 資格喪失届の提出を受けた安定所は、離職その他の被保険者資格の喪失の原因となった事実及び資格喪失届の記載事項について確認する。なお、被保険者資格の確認を行う日の 2 年前の日よりも前の日を取得日とする資格取得届とあわせて被保険者資格の確認を行う日の 2 年前の日よりも前の日を離職日とする資格喪失届については、23513 参照。

- ハ 安定所において受理した資格喪失届の記載の誤りや汚損等の訂正の要領は、資格取得届を受理した場合（20704 のホ参照）に準ずる。

#### 21206 (6) 被保険者資格の喪失の確認事項

- イ 離職証明書の添付がなかった場合の被保険者資格の喪失の確認は、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）、他の社会保険の被保険者資格喪失関係書類等との照合等により、主として、当該労働者と事業主との雇用関係の終了その他被保険者資格の喪失に該当する事実の発生の状況及び被保険者資格の喪失の年月日について留意して行う。

なお、当該安定所における過去の取扱実績からみて、提出された届書の記載内容に信頼性が高いと認められ、かつ、就業規則に従って適正に取り扱っていると判断できる事業主から提出されたものについては、関係書類との照合を適宜省略することができる。また、社会保険労務士法第 17 条に基づき、社会保険労務士の会員である社会保険労務士から審査事項等を付した届書が提

出された場合には、当該社会保険労務士の当該安定所における過去の取扱実績からみて、その記載内容に信頼性が高いと認められるものについては、審査事項の付記がなされた書類に限って照合を省略することができる。

ただし、明らかな記載誤りや不審な点がある場合及び記載誤りや審査不備の多い社会保険労務士については、この取扱いは行わない。（事務組合に関する照合事務の省略については 22604 参照）。

ロ 離職証明書の添付があった場合の被保険者資格の喪失の確認は、離職証明書の審査(21502 参照)と並行してイに準じ慎重に行い、被保険者資格の喪失の確認と離職票の発行とがおおむね同時に行われるようにする。ただし、離職票の交付を要しない場合(21403 参照)は、離職証明書の内容の審査は後日必要の際に行い、被保険者資格の喪失の確認のみを行う。

ハ 13 欄に記載されている資格取得日現在の 1 週間の所定労働時間と 12 欄に記載されている資格喪失時の 1 週間の所定労働時間、離職証明書に記載されている賃金の支払状況等に留意し、雇用関係が終了するまでの間に労働条件の変更等により、1 週間の所定労働時間が 20 時間未満の労働条件となり、被保険者資格を喪失していた者ではないか及び離職日において短時間労働者(20901)である被保険者であった者ではないかについて確認する。その際、12 欄に記載されている 1 週間の所定労働時間について、資格取得の確認の場合(20705 のイのハ)の a) に準じて確認を行う。

なお、平成元年 10 月 1 日前に資格取得の確認を行った者に係る資格喪失については、通常、離職等年月日における 1 週間の所定労働時間は 21203 のへにより備考欄に記載されている。また、13 欄のない様式による届出の場合又は 13 欄に記載がない場合であっても、必要に応じ、事業主からの聴取により資格取得日現在の 1 週間の所定労働時間を確認する。

その結果、

(イ) 雇用関係が終了するまでの間に既に 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満の労働条件となり被保険者として取り扱われなくなっていることを確認した場合には、その旨説明し、事業主に必要な補正を行わせた上で、再提出させる。

ただし、当該者が、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働条件に復帰することを前提として、臨時的・一時的に 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満の労働条件になる場合には、被保険者資格を喪失させず、被保険者資格を継続させる(20605 参照)。

おって、育児法第 23 条、第 24 条の趣旨を踏まえ、子の養育のために、休業又は勤務時間を短縮した場合についても、その子が小学校就学の始期に達するまでに 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上となる労働条件に復帰することが前提である場合には、当該措置を一時的なものとして取り扱い、最長でその子が小学校就学の始期に達するまで被保険者資格を喪失させず、被保険者資格を継続させる。

(ロ) 離職日において短時間労働者である被保険者であった者であることを確認した場合には、21504 のイのロ)の処理を行う。

ニ 特例被保険者とされている者については、1 年以上引き続いて雇用されたために一般被保険者に切り替わった者でないかに留意する(21081-21100 参照)。

この場合、1 年以上引き続いて雇用された者であっても、20451 のロのただし書により、一般被保険者に切り替わらないものであるときは、資格喪失届 7 欄(喪失時<sup>被</sup>種類)に「3」と記載する。

なお、これ以外の場合は、7 欄は空欄とする。

- ホ 一般被保険者とされている者が1年未満で離職した場合には、その者が特例被保険者でなかったかに特に留意する。この場合に、一般被保険者とされている者が特例被保険者に該当する者であることを発見した場合の取扱いは、21061により行う。
- ヘ 届出に係る者が、一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者（以下へにおいて単に「派遣労働者」という。）である場合には、次の点に留意する。
- (イ) 派遣就業に係る雇用契約期間の満了に伴い被保険者資格を喪失した事実が明らかになるのは、次の場合である（資格喪失日については20606参照）。
- a 労働者が以後同一派遣元において1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での派遣就業を希望しない旨を明らかにした場合
- b 事業主が派遣就業に係る雇用契約の終了時まで、1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での次の派遣就業を指示しない場合（労働者が以後同一派遣元事業主の下で派遣就業を希望する場合を除く）
- c 最後の雇用契約期間の終了日から1か月程度以内に1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での次の派遣就業が開始されなかった場合（20605のなお書きに該当する場合、最後の雇用契約期間の満了日から1か月程度経過時点においてその後概ね2か月程度以内に1週間の所定労働時間が20時間以上となる労働条件での次の派遣就業が開始されることが確実である場合を除く。）
- d 労働者が他の事業所において被保険者となった場合又は被保険者となるような求職条件での求職活動を行うこととなった場合
- (ロ) 関係書類との照合等については、イ～ハによるほか、派遣元管理台帳のみにより被保険者でなくなったことの実事及びその年月日の確認ができる場合については、上記の書類に代え、派遣元管理台帳との照合を行うこととして差し支えない。
- ト 解雇の効力等について争いがある場合の資格喪失の確認の要領については、53251-53300参照。
- チ 被保険者資格の確認を行う日の2年前の日よりも前の日を取得日とする資格取得届とあわせて被保険者資格の確認を行う日の2年前の日よりも前の日を離職日とする資格喪失届の確認については、23513参照。
- リ 確認後は直ちに所定のデータをセンターあて入力する。

**21207 (7) 被保険者区分に関する経過措置の該当者に関する事務手続** 削除

**21208 (8) 確認後の事務処理**

- イ 安定所長は、被保険者資格の喪失の確認をした場合には、その旨を当該届出に係る労働者及び事業主の双方に通知しなければならない。この場合、届出に係る労働者に対する通知は、事業主を通じて行うことができることとなっている（則第9条第1項参照）ので、通常の場合は、すべて事業主を通じて行う。
- ロ 被保険者資格の喪失の確認の通知は、原則として、事業主に対しては資格喪失確認通知書（事業主通知用）により、確認に係る者に対しては資格喪失確認通知書（被保険者通知用）により行う。
- 資格喪失確認通知書（被保険者通知用）は、確認に係る者が離職票の交付を希望する場合は、

- 離職票を兼ね、資格喪失確認通知書（被保険者通知用）及び離職票-1として交付される。
- ハ 確認通知の要領は、被保険者資格の取得の場合に準ずる（20707のイ、ロ、ハの(ロ)及びへ参照）。
- ニ 資格喪失届は、データをセンターに入力した後は、喪失年月ごとに一括して保管しておく。ただし、確認年月ごとに一括保管することとしても差し支えない。
- 請求又は職権により被保険者資格の喪失の確認を行った場合も同様とする。

**21209 (9) 資格喪失届に外国人雇用状況報告に係る記載があった場合の取扱い**

20711に準ずる。

**21210 (10) 資格喪失届（光ディスク等提出）記載要領及びその指導**

20709に準ずる。なお、ファイル名は「10191-soshitsu」とし、拡張子は「csv」とすること。

雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票

1. 事業所名	フリガナ										
2. 事業所番号											
3. 届出年月日	平成 年 月 日										
4. 届出被保険者数	人										
届出被保険者氏名	別紙のとおり										
5. 離職年月日	平成 年 月 日										
6. 1 週間の所定労働時間	時間 分										

備 考 欄	氏名	国籍・地域	在留資格	在留期間 西暦 年 月 日まで	派遣・請負労働者として主として1以外の事業所で就労する場合 <input type="checkbox"/>
	氏名	国籍・地域	在留資格	在留期間 西暦 年 月 日まで	派遣・請負労働者として主として1以外の事業所で就労する場合 <input type="checkbox"/>
	氏名	国籍・地域	在留資格	在留期間 西暦 年 月 日まで	派遣・請負労働者として主として1以外の事業所で就労する場合 <input type="checkbox"/>
	氏名	国籍・地域	在留資格	在留期間 西暦 年 月 日まで	派遣・請負労働者として主として1以外の事業所で就労する場合 <input type="checkbox"/>
	氏名	国籍・地域	在留資格	在留期間 西暦 年 月 日まで	派遣・請負労働者として主として1以外の事業所で就労する場合 <input type="checkbox"/>
	その他				

雇用保険法施行規則第7条第1項の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

住 所  
事業主 氏 名  
電話番号

記名押印又は署名  
印

公共職業安定所長 殿

社会保険 労務記載欄	氏名	電話番号
	印	

備 考	
	確認通知 平成 年 月 日

※

所長	次長	課長	係長	係	操作者
----	----	----	----	---	-----

**注意**

- 1 必ず添付する届出対象者名簿に記載のあるすべての者について、次の形式により届出内容を入力した光ディスク等、記録媒体と合わせて届け出ること。  
総括票の記載項目については、各項目について2以上の条件を併記してはならず、また、1の光ディスク等、記録媒体に2以上の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票に対応するデータを記録してはならない。  
なお、光ディスク等、記録媒体内の届出内容は総括票に記載されている項目について、総括票と同一の内容のものであること。  
(1) 光ディスク等、記録媒体の種類等  
イ FDで作成する場合、JIS X 6223 で定める90mmフレキシブルディスクカートリッジの規格に準拠した記録媒体を使用すること。なお、ボリューム構造及びファイル構造についてはFAT12とすること。  
ロ MOで作成する場合、JIS X 6275、JIS X 6277 で定める230MBもしくは640MBの光ディスクカートリッジの規格に準拠した記録媒体を使用すること。なお、ボリューム構造及びファイル構造についてはFAT16(FAT)、FAT32またはNTFSとすること。  
ハ CDで作成する場合、それぞれ、CD-ROMで作成する場合はJIS X 6281、CD-Rで作成する場合はJIS X 6282、CD-RWで作成する場合はJIS X 6283に準拠した記録媒体を使用すること。ボリューム構造及びファイル構造については、JIS X 0606、JIS X 0608 に準拠した形式で書き込むこと。なお、書き込み後、必ずファイナライズの処理を行うこと。  
ニ DVDで作成する場合、それぞれ、DVD-ROMで作成する場合はJIS X 6241またはJIS X 6242、DVD-Rで作成する場合はJIS X 6245またはJIS X 6249、DVD-RWで作成する場合はJIS X 6248に準拠した記録媒体を使用すること。ボリューム構造及びファイル構造については、JIS X 0607、JIS X 0609に準拠した形式で書き込むこと。なお、書き込み後、必ずファイナライズの処理を行うこと。  
ホ 使用する文字は漢字で記載する部分を除きすべて1バイトコード(半角)で作成すること。1バイトコードについては、JIS8単位符号、2バイトコードはシフトJISコードを使用すること。  
ヘ 個人データは1ファイルに連続して記録することとし、シングルファイル/シングルボリュームとすること。1の光ディスク等、記録媒体に入力するデータは1,000人分までとすること。  
ト データ形式はCSV形式とし、ファイル名は「10191-soshitsu」拡張子は「csv」とすること。  
チ 光ディスク等、記録媒体のラベルに、事業所名、事業所番号、届出年月日、届出対象者数、離職年月日を記載すること。  
(2) 光ディスク等、記録媒体入力方法  
イ 管理データ  
(項目行) 都市区符号, 事業所記号, 通番, 作成年月日, 代表届書コード, 連記式項目バージョン (改行)  
(データ行) 10, 777, 001, 20070720, 22223, 01 (改行)  
ロ 事業所識別符号  
[kanri] (改行)  
ハ 事業所管理データ  
社会保険労務士氏名, 事業所情報数 (改行)  
.001 (改行)  
(項目行) 都市区符号, 事業所記号, 事業所番号, 親番号 (郵便番号), 子番号 (郵便番号), 事業所所在地, 事業所名称, 事業主氏名, 電話番号, 雇用保険適用事業所番号 (安定所番号), 雇用保険適用事業所番号 (一連番号), 雇用保険適用事業所番号 (チャージダット) (改行)  
(データ行) 10, 777, 12345, 160, 0023, 東京都新宿区西新宿9-9-9, 東京株式会社, 鈴木 次郎, 03-1234-5678, 1234, 123456, 5 (改行)  
ニ データ識別符号  
[data] (改行)  
ホ 個人データ  
(項目行) 横覧種別, 安定所番号, 被保険者番号4桁, 被保険者番号6桁, 被保険者番号チャージダット, 事業所番号 (安定所番号), 事業所番号 (一連番号), 事業所番号 (チャージダット), 資格取得年月日 (元号), 資格取得年月日 (年), 資格取得年月日 (月), 資格取得年月日 (日), 離職年月日 (元号), 離職年月日 (年), 離職年月日 (月), 離職年月日 (日), 喪失原因, 離職届交付希望, 喪失時被保険者種類, 新氏名フリガナ (カタカナ), 新氏名, 補充採用予定の有無, 被保険者氏名フリガナ (カタカナ), 被保険者氏名, 性別, 生年月日 (元号), 生年月日 (年), 生年月日 (月), 生年月日 (日), 被保険者の住所又は居所, 事業所名称, 氏名変更年月日 (元号), 氏名変更年月日 (年), 氏名変更年月日 (月), 氏名変更年月日 (日), 被保険者でなくなったことの原因, 1週間の所定労働時間 (時間), 1週間の所定労働時間 (分), あて先, 備考 (国籍・地域), 備考 (在留資格), 備考 (在留期間) (年), 備考 (在留期間) (月), 備考 (在留期間) (日), 備考 (資格外活動許可の有無), 備考 (派遣・請負就労区分), 備考欄 (審査者), 確認通知年月日 (元号), 確認通知年月日 (年), 確認通知年月日 (月), 確認通知年月日 (日) (改行)  
(データ行1) 10191, 1234, 005678, 5, 1234, 123456, 5, 平成, 14, 04, 01, 平成, 17, 07, 01, 2, 1, シンジ, 新 氏名, 無, カジ ショウ, 漢字 氏名, 1, 昭和, 35, 01, 01, 千葉県美浜区中瀬9-9-9, 安定株式会社, 平成, 21, 06, 30, 離職のため, 40, 20, 飯田楓, ..... (改行)  
(データ行2) 10191, 1234, 005678, 1, .....  
(イ) 横覧種別: 「10191」  
(ロ) 被保険者番号: 「雇用保険被保険者証」に記載されている雇用保険被保険者番号を4桁(一連番号)、6桁(一連番号)、1桁(チャージダット)に分けて入力すること。  
(ハ) 事業所番号: 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」に記載されている雇用保険適用事業所番号を4桁(安定所番号)、6桁(一連番号)、1桁(チャージダット)に分けて入力すること。  
(ニ) 資格取得年月日: 元号は昭和, 平成のいずれかを漢字で入力し, ○○年××月△△日に被保険者となった場合, 「○○, ××, △△」と入力すること。  
(ホ) 離職年月日: 元号は平成を漢字で入力すること。年月日は(ニ)と同様に入力すること。  
(ヘ) 喪失原因: 離職以外の理由1, 3以外の離職2, 事業主の都合による離職3  
(ト) 離職届交付希望: 有1, 無2  
(チ) 補充採用予定の有無: 「有」または「無」を入力すること。  
(リ) 性別: 男1, 女2  
(ヌ) 生年月日: 元号は明治, 大正, 昭和, 平成のいずれかを漢字で入力し, 年月日は(ニ)と同様に入力すること。  
(ル) 被保険者の住所又は居所: 半角, 全角に関わらず文字数64文字までで入力すること。  
(ヲ) 事業所名称: 当該被保険者の事業所名称を半角, 全角に関わらず文字数34文字までで入力すること。  
(ワ) 氏名変更年月日: 元号は平成を漢字で入力すること。年月日は(ニ)と同様に入力すること。  
(カ) 被保険者でなくなったことの原因: 半角, 全角に関わらず文字数78文字までで入力すること。  
(コ) 1週間の所定労働時間: 半角数字により○○時間××分のときは「○○, ××」と入力すること。1桁の場合は10の位の部分に「0」を付加して2桁で入力すること。(例) 所定労働時間が38時間0分の場合, 1週間の所定労働時間(時間)に「38」、1週間の所定労働時間(分)に「00」と入力する。  
(ク) あて先: 提出先安定所を漢字10文字までで入力すること。(例) 飯田橋公共職業安定所の場合「飯田橋」と入力する。  
※安定所番号, 喪失時被保険者種類, 備考(国籍・地域, 在留資格, 在留期間年月日, 資格外活動許可の有無, 派遣・請負就労区分), 備考欄(審査者), 確認通知年月日は省略する。  
2 2欄は必ず11桁の事業所番号を記載すること。事業所番号が連続した10桁の構成であって、最後の空欄に記載すべき数字が不明な場合は、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所に確認して記載すること。  
3 4欄にはこの横覧に添付する光ディスク等、記録媒体に入力されている労働者数を記載し、別紙として、届出る被保険者の名簿(漢字及び読み仮名(かな))を添付すること。なお、名簿及び光ディスク等、記録媒体内の届出対象者の記載順は五十音順とすること。  
4 6欄には、届出対象者の5欄に記載した年月日現在における1週間の所定労働時間を記載すること。  
5 ※印のついた欄は記載しないこと。  
6 事業主の住所及び氏名欄には、事業主が法人の場合は、その主たる事務所の所在地及び法人の名称を記載するとともに、代表者の氏名を付記すること。  
7 外国人労働者(「外交」又は「公用」の在留資格の者及び特別永住者を除く。)の場合は、7欄に、国籍・地域、在留資格、在留期間等を記載し、雇用対策法第28条の外国人雇用状況の届出とすることができる。  
なお、派遣・請負労働者として、主として1欄以外の事業所において就労していた者については、ロにチェックすること。

(別紙)

雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票に係る対象者名簿

	漢字氏名	読み仮名(カタカナ)		漢字氏名	読み仮名(カタカナ)
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

(注意)

- 1 該当対象者名簿と光ディスク等の個人データの順序は同一(五十音順)であること。
- 2 対象者が40名を超え、当該様式が複数枚に亘る場合には、頁数を記載するか又は、通し番号を修正の上、提出すること。(この場合においても名簿全体が五十音順である必要があること。)

2011. 1

## 21211 (11) 光ディスク等により資格喪失届を提出する場合の事務処理

20710 に準ずる。

## 21251—21300 2 確認請求による確認

### 21251 (1) 概要

適用事業に雇用されていた者は、いつでも被保険者資格の喪失の確認を請求することができる（法第8条）。

すなわち、事業主が故意に届出を怠っているような場合は、その事業主に雇用されていた者は、自ら被保険者資格の喪失の事実があったことを主張し、その被保険者資格の喪失について確認請求を行い、これによって確認を受けたときは、法の規定による手続を経た後、失業給付の支給を受けることができる。

請求の手続、受理及び確認要領は、被保険者資格の取得の場合（20752 及び 20753）に準ずるが、離職証明書の添付があった場合の被保険者資格の喪失の確認は、請求後速やかに行われなければならない場合は、当該被保険者資格を喪失した者の受給期間が短縮されることとなるから速やかに処理するよう特に留意する。

### 21252 (2) 確認通知及び請求の却下

イ 確認通知及び請求の却下については、被保険者資格の取得の確認請求があった場合に準ずる。

なお、被保険者資格の喪失の確認請求は、離職票の交付の請求と併せて行われる場合が多いものであるから、確認通知の際は、同時に離職票の交付が行われるようあらかじめ準備する。

ロ 請求を受理し被保険者資格の喪失の確認をした場合の通知については次による。

(イ) 請求人に対する通知

同時に離職票を作成・交付する場合には、資格喪失確認通知書（被保険者用）、離職票－1 及び離職票－2 を交付し、同時に離職票を作成・交付しない場合には、資格喪失確認通知書（被保険者通知用）を交付することにより通知する。

(ロ) 事業主に対する通知

資格喪失確認通知書（事業主通知用）中「雇用保険被保険者資格喪失届に基づき」を「平成 年 月 日付けの被保険者でなくなったことの確認請求に基づき」に改めた上で、これを交付することにより通知する。

ハ 確認請求があった場合で、その請求に係る被保険者資格の喪失の事実がないと認めるときは、確認請求を却下し、その旨を請求人に通知する。

なお、この者を雇用し、又、雇用した事業主に対しては、通知を要しない。

### 雇用保険の被保険者でなくなったことの確認請求却下通知書

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた雇用保険の被保険者でなくなったことの確認請求に基づき調査しましたが、この請求に係る事実がないと認められますので、請求を却下します。

なお、この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

この処分に対する取消訴訟は、この処分についての再審査請求に対する採決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（採決があった日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、①再審査請求をした日から3箇月を経過しても採決がないとき、②再審査請求についての採決を経ることにより生ずる著しい被害を避けるため緊急の必要があるときその他採決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の振興により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の採決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の採決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

平成 年 月 日

（請求者）殿

公共職業安定所長 印

様式第6号(1) 雇用保険被保険者 離職票 1  
 交付番号 [ ] 資格喪失確認通知書 (被保険者通知用)

1. 被保険者番号 [ ] 2. 資格取得年月日 [ ] 3. 離職年月日 [ ] 4. 被保険者種類 [ ] (1:1215 一般 1216 専修校 1217 短期) 5. 再交付表示 [ ] (1:再交付)

離職者氏名 [ ] 性別 [ ] (1:男 2:女) 生年月日(元号-年-月-日) [ ] 喪失原因 [ ] (1:開業以外の理由 2:3以外の離職 3:専業主婦の都合による離職) 再就職交付希望 [ ] (1:希望)

事業所番号 [ ] 管轄区分 [ ] 事業所名称略称 [ ] 産業分類 [ ]

※6 求職申込年月日 [ ] 受給資格等決定年月日 [ ] 7. 認定日(一般) [ ] 8. 認定予定日(歳年給・毎給) [ ]

9. 賃金日額(区分-日額又は総額) [ ] 区分 [ ] (1:日額 2:総額) 10. 所定給付日数の決定に係る対象者区分 [ ] (1~6) 11. 離職理由 [ ] 12. 求職番号 [ ]

13. 特異長年区分又は受給資格喪失年月日 [ ] 14. 金融機関・店舗コード [ ] 口座番号 [ ]

15. 支払区分 [ ] (1:普通 2:安定期間支払 3:安定期間延長 4:特別延長支払) 16. 区分-氏名(計) [ ] 区分(空欄 分から書き 1氏名書き)

17. 番号換取取得チェック不要 [ ] (チェック・リストがはけられたが、担当の職員、同一人でかつた場合に「1」を記入)

所属長 [ ] 次長 [ ] 課長 [ ] 係長 [ ] 係 [ ] 操作者 [ ]

基本手当日額 ( ) 円  
 所定給付日数 ( ) 日  
 支給番号 ( )

求職者給付等払渡希望金融機関指定届 (切り取らないでください。)

届出者	フリガナ		
	1 氏名		
金融機関	住所又は居所		
	フリガナ		
金融機関	3 名称	本店	支店
	4 通帳の記号(口座)番号		

金融機関指定印 [ ]

金融機関コード [ ] 店舗コード [ ]

※金融機関への石印  
 雇用保険の失業等給付金を受給者の金融機関口座へ送達かつ正確に振り込むため、下記のことについて御協力をお願いします。  
 1. 上記届出書に記載された事項のうち「氏名」欄及び「預金(貯金)通帳の記号(口座)番号」欄を正確にした上「金融機関指定印」欄に「金融機関指定印(石印名の明示されたもの)」を捺印してください。  
 2. 石の欄に「金融機関コード」を記入してください。

<キリトリ>

様式第6号の3(1) 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 (事業主通知用)

確認通知年月日 [ ] 雇用保険被保険者資格喪失届に基づき、下記のとおり確認します。

被保険者番号 [ ] 資格取得年月日 [ ] 離職年月日 [ ] 被保険者種類 [ ] (1:1215 一般 1216 専修校 1217 短期) 再就職交付希望 [ ] (1:希望)

被保険者氏名 [ ] 性別 [ ] (1:男 2:女) 生年月日(元号-年-月-日) [ ] 喪失原因 [ ] (1:開業以外の理由 2:3以外の離職 3:専業主婦の都合による離職)

事業所番号 [ ] 管轄区分 [ ] 事業所名称略称 [ ] 産業分類 [ ]

2011. 1

雇用保険の被保険者でなくなったことの確認請求却下通知書

平成 年 月 日付けで貴殿よりなされた雇用保険の被保険者でなくなったことの確認請求に基づき調査しましたが、この請求に係る事実がないと認められますので、請求を却下します。

なお、この処分に不服のあるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇労働局雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に労働保険審査会（以下「審査会」という。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、審査請求をした日から3箇月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

この処分に対する取消訴訟は、この処分についての再審査請求に対する採決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（採決があった日から1年を経過した場合を除く。）。ただし、①再審査請求をした日から3箇月を経過しても採決がないとき、②再審査請求についての採決を経ることにより生ずる著しい被害を避けるため緊急の必要があるときその他採決を経ないで取消訴訟を提起することができます。また、①処分、処分の執行又は手続の振興により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、②その他審査官の決定及び審査会の採決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の採決を経ないで取消訴訟を提起することができます。

平成 年 月 日

（請求者）殿

公共職業安定所長 印

### 21301－21350 3 職権による確認

#### 21301 (1) 概要

安定所長は、被保険者資格の取得の場合に準じて被保険者資格の喪失について職権で確認することができる。

#### 21302 (2) 確認要領

イ 安定所長は、事業廃止等で事業主が届出を怠り一部の離職者から確認請求があった場合に他に喪失について未確認の被保険者があることを発見した場合、又は事業廃止について主管課から監査結果の連絡があった場合等においては、当該事業主及びその事業所についての調査を実施し、職権により被保険者資格の確認を行う。

ロ この職権による確認は、原則として、当該事業主に届出を勧奨し、事業主がこれに応じない場合に行う。

なお、資格喪失届の提出又は労働者の請求があったときでも、届書又は請求書の記載が著しく事実と相違する場合で事業主又は請求人が訂正に応じないときは、職権による確認を行う。

ハ 確認要領は被保険者資格の取得について行う場合（20802）に準ずる。

#### 21303 (3) 確認通知

被保険者資格の喪失について職権で確認したときは、資格喪失届による届出により確認した場合に準じて事業主及び労働者に通知する。

調査の結果被保険者資格の喪失の事実がないと認めたときに通知を要しないことは、被保険者資格の取得の場合（20803）と同様である。